

総合評価競争入札の評価項目におけるCPDの追加について

平成22年8月24日
 京都府建設交通部
 指導検査課
 075-414-5225

総合評価競争入札における評価項目にCPD（技術者の継続教育）の追加を予定しています。
 導入時期は、10月以降を予定しています。

下記のとおり予定していますのでお知らせします。

記

1 評価内容

1年間に取得した単位が10単位以上の場合0.5点を加算点とします。

加算点評価項目		評価内容	加算点	
配置予定技術者	技術者の継続教育(CPD)	1年間の取得単位10単位以上	0.5	
		1年間の取得単位10単位未満	0	

(社)全国土木施工管理技士会連合会をはじめとする建設系の各種団体が実施し、技術者の技術力向上を示す指標。

2 開始時期

平成22年10月以降(予定)

3 CPD取得単位の確認方法

(確認資料)

(社)全国土木施工管理技士会連合会(以下「技士会」と言う)等の各種団体において発行される学習履歴証明書(以下「証明書」と言う)の写しの提出により確認します。

(証明書の有効期限)

証明書のCPD取得期間の最終の日(基準日)が入札公告日の1年前からその入札参加資格申請の締切日までにあるものを有効とします。

(取得方法)

単位取得・証明方法に関する詳細は、各団体にて確認してください。

(その他)

各土木事務所において実施する管内業者研修を技士会のCPDの取得対象講習とし、府内企業のCPD取得を支援します。(取得単位：研修1回につき3単位、ただし1年間に1回限り)

[参考] <総合評価競争入札におけるCPDの有効な基準日の考え方について>

「基準日」は、取得した証明書のCPD取得期間の最終の日とします。

